

【意見】

42歳の職員の公金私的流用事件の件です。流用した金額を全額返済したと記載してありました。懲戒免職処分となっており社会的制裁を受けたので刑事告発をしないと記載でした。皆さんからの税金を私的流用した職員が全額返済したからといって刑事事件にしない市の体制に問題があると思います。再発防止を考えるなら当然刑事告発すべきですし、交通違反ではありませんが、刑事罰、民事上の保障、行政罰全て適用してほしいものです。

男：40代、市内在住

【回答】

このたびは、本市職員が公務員にあるまじき行為を行い、関係者をはじめ、市民の皆様方に多大なご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

言うまでもなく、公務員は、全体の奉仕者として、公共の福祉のため全力を挙げて専念しなければならない責務を有するところですが、このたび職員による団体経理に係る虚偽の報告書の作成及び団体事業費を着服、私的流用という、極めて重大な不祥事が発生しました。

この行為は、公務に対する信用を傷つけ、市役所全体の不名誉になる行為であり、市民皆様の公務に対する信頼を著しく失墜させるものであり、関係者をはじめ、市民の皆様方に対して、重ねてお詫び申し上げる次第であります。

市といたしましては、ことの重大さに鑑み、地方公務員法の規定に基づき、当事者のほか、管理監督責任により当時の上司5名を厳正に処分し、今後はこうした不祥事が二度と起こらないよう、職員一人ひとりが、この事態を厳しく自らのことと重く受け止め、強い危機感を持って再発防止に取り組むとともに、管理監督者及び全職員が日々の業務遂行の中で信頼回復のため全力を尽くしてまいりたいと考えております。

ご意見いただきました刑事告発の件ですが、すでに私的流用額の全額が返還されており、当事者については免職処分したことから、刑事告発については考えておりませんので、ご理解をお願い申し上げます。

担当：総務部総務課